（参考様式）

年　　月　　日

和歌山県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登録申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　又は主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人である場合）代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（未成年である場合）法定代理人の氏名

誓　　約　　書

私は、次の各号のいずれにも該当することを誓約します。なお、登録申請者等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

一　次の各号のいずれにも該当しないこと

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

ハ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第24条第１項又は第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者

ニ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（チにおいて「暴力団員等」という。）

ホ　精神の機能の障害により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

へ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

ト　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

チ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

リ　建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人が前各号のいずれかに該当すること

二　申請の内容が、次の各号のいずれにも該当すること

イ　消防法（昭和23年法律第186号）若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること

ロ　地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること

ハ　基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること

（別添）

**１．登録申請者が個人の場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **登録申請者** | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
| **建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人** | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| **営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その代表者及び役員）** | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |

**２．登録申請者が法人の場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **当該法人の代表者** | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
| **当該法人の役員** | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| **建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人** | | | | |
| 氏　名 | 読み仮名 | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

（注２）宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第7項に規定する住宅宿泊管理業者又は賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年9月30日国土交通省告示第998号）第2条第4項に規定する賃貸住宅管理業者については、「当該法人の役員」欄の記載を省略することができます。